

医療法人社団哺育会 居宅介護支援事業所 タイム

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団哺育会が開設する 医療法人社団哺育会 居宅介護支援事業所 タイム（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。また、当事業所において計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については利用者に別途説明をする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 居宅サービス計画は基本方針及び利用者の希望に基づき作成し、入院等が発生した際には医療機関との連携に勤め情報共有を行なう。
 - 6 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、委員会及び責任者を設置し必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人社団哺育会 居宅介護支援事業所 タイム
- ② 所在地 神奈川県相模原市中央区下九沢67-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 5名（常勤専従1名、管理者と兼務1名、非常勤専従3名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日とする。
- ② 休業日 土曜日・日曜日・祝日及び12月31日から1月3日までを休業日とする。
- ③ 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。但し、法定代理受領の場合利用者負担はない。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内・利用者と相談のうえ
- ② 使用する課題分析票の種類 当事業所規定のもの
- ③ サービス担当者会議の開催場所 利用者宅又は相談のうえ決定
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月 1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

距離（地図上の直線）	料 金
実施地域内、または 事業所より5km未満	0円
実施地域越え、かつ 事業所より5km以上10km未満	200円（税別）

※以降1km毎200円（税別）追加

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、相模原市中央区、緑区（旧津久井郡を除く）とする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第8条

- 1 介護支援専門員は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 3 前項の事故及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情への対応)

第9条 事業所は、利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、当該内容の記録をし、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族・代理人の同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定等について)

第11条 事業所は、感染症・災害・非常時等の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理について)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(ハラスメントに関して)

第12条 事業所は、様々なハラスメントに対する必要な措置を講じるため、医療法人社団哺育会の規定に則り、従業員が健全に就労できる環境を整備する。

2 ハラスメントとは、事業所内におけるものに限らず、利用者及びその家族からのハラスメントも含まれるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年4回以上随時

2 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービス提供の完結の日から5年間は保存するものとする。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月20日から施行する。

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月1日から施行する。